

# 公立大学法人高崎経済大学内部監査規程

令和5年度  
規程第26号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学業務方法書第24条に規定する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (監査事項)

第2条 監査の対象は、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）の業務活動とし、法令、法人の規程等に従って適正に執行されているかどうか及び効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて監査するものとする。

## (種類)

第3条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 定期監査は、毎事業年度定例的に行うものとする。
- 3 臨時監査は、理事長が必要と認めるときに行うものとする。

## (実施体制)

第4条 理事長は、監査を適正に実施するため、法人に内部監査班を置く。

- 2 内部監査班は、理事長が指名する事務職員をもって組織する。

## (内部監査班の遵守事項)

第5条 内部監査班は、監査の実施に当たり、常に公正かつ不偏の態度を保持しなければならない。

- 2 内部監査班は、監査を通じて知り得た事実を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

## (監査計画の作成)

第6条 内部監査班は、事業年度ごとに定期監査の実施に関する計画（以下「監査計画」という。）を作成するものとする。

- 2 監査計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監査実施体制
- (2) 監査項目
- (3) 監査の実施期間

3 内部監査班は、監査計画を作成し、又は変更するときは、理事長の承認を得なければならない。

(監査実施の通知)

第7条 理事長は、監査計画の承認後、監査対象となる部局の長（以下「被監査部局の長」という。）に対し、監査の実施を通知するものとする。

(方法)

第8条 監査は、書面監査及び実地監査の方法により行う。

(内部監査班の権限)

第9条 内部監査班は、被監査部局の長に対して質問を行い、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による要求を受けた被監査部局の長は、正当な理由なくこれを拒否し、又は虚偽の報告等をしてはならない。

(監査結果の報告)

第10条 内部監査班は、監査が終了したときは遅滞なく理事長及び監事に報告しなければならない。

(監査結果の通知及び改善指示)

第11条 理事長は、被監査部局の長に対し、監査報告書の内容を通知するものとする。

2 理事長は、監査の結果、是正又は改善の措置を講じる必要があると認めるときは、前項の通知に併せて、当該措置を講じるよう被監査部局の長に指示するものとする。

3 被監査部局の長は、速やかに当該措置を講じ、その結果を内部監査班を通じて理事長及び監事に報告しなければならない。

(監事の権限)

第12条 監事は、第10条又は前条第3項の規定により報告を受けたときは、理事長に対して意見を述べることができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。